

## 建築基準法によるシックハウス対策

シックハウス対策のひとつとして、建築基準法が改正され平成15年7月1日から施行されています。

### 1 改正建築基準法のポイント

- クロルピリホス(主に防蟻剤として使用)の使用を禁止する。
- ホルムアルデヒドの発散するおそれのある内装仕上げ材に使用面積制限を設ける。
- 換気設備の設置を義務づける。

ホルムアルデヒド発散基準値一覧表

表示記号	基準値	
	平均値	最大値
F☆☆☆☆	0.3mg/ℓ	0.4mg/ℓ
F☆☆☆	0.5mg/ℓ	0.7mg/ℓ
F☆☆	1.5mg/ℓ	2.1mg/ℓ
F☆S	3.0mg/ℓ	4.2mg/ℓ
F☆	5.0mg/ℓ	7.0mg/ℓ

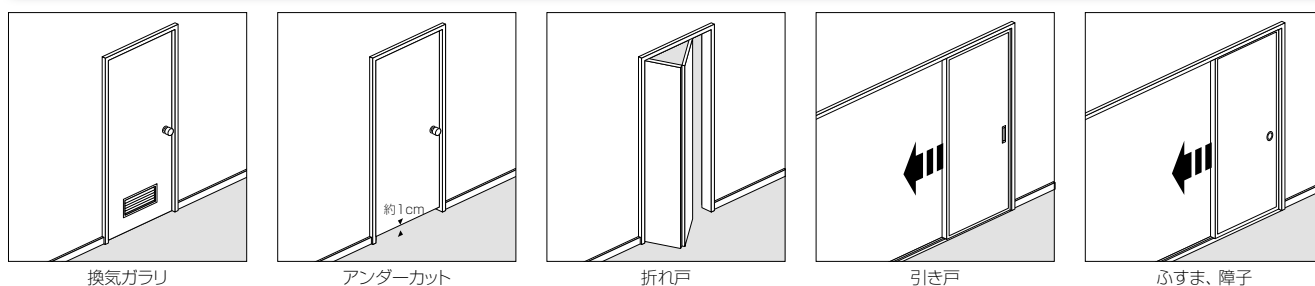
### 2 内装仕上げ材の対象部分

- 居室及び居室と一体とみなされる部分に使用される内装仕上げ材について建築基準法が適用されます。

住宅部品・設備機器における内装仕上げの部分

建築基準法での扱い	該当する部分	規制の受け方	ホルムアルデヒド発散等級
内装仕上げ	室内に面する部分 床、壁、天井の内装仕上げ材 (造作材は除く)	面積制限あり 第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	F☆☆
		第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	F☆☆☆
		規制対象外の建材(面積制限なし)	F☆☆☆☆
天井裏等の下地	内部の天板、側板、底板、棚板、 背板等で固定されている主要な面材	面積制限なし 第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	F☆☆☆
		規制対象外の建材	F☆☆☆☆
家具等	棚板等で取り外しが可能な部分	制限なし	-
規制対象外	軸状の部分、見付面積が製品見付面積の1/10に 満たない部分、木口(建具、扉等の可動部分につい ては、当該稼働部分ごとに判断する)、居室内に面さない 部分(芯材等)、部分的に用いる塗料、接着剤	制限なし	-

### 3 通気が確保される建具



#### 住宅品質確保促進法と基準法

- 住宅品質確保促進法・住宅性能表示制度の空気環境に関する対応も建築基準法の改正に合わせ評価の対象となる部位は、内装仕上げ及び天井裏等で対象となる部分は建築基準法と同一です。(床、壁、天井の内装仕上げ材で造作材は除く。)

- 室内空気環境等級は以下の通りです。

室内空気環境等級とホルムアルデヒド発散
等級3(F☆☆☆☆)
等級2(第3種建材・F☆☆☆)
等級1(第2種建材・F☆☆)